

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 8 年 7 月31日

【発行者名】 UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（UBS Management（Cayman）Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理
同 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈
同 中 村 美 子
同 餅 原 波 音
同 北 泉 隆 之
同 賀 来 文 恵
同 平 松 真 洋

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
マイスターズ・コレクション
（UBS Universal Trust（Cayman） -
Meister's Collection）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 資産成長型：
20億米ドル（約3,188億円）を上限とします。
毎月分配型：
20億米ドル（約3,188億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2026年 5 月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売
買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）によります。以下、別段の記載がない限り、米
ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2026年4月30日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） - マイスターズ・コレクション（UBS Universal Trust (Cayman) - Meister's Collection）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次の通りです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

資産成長型

（2026年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	274,358,755	97.4
現預金・その他の資産（負債控除後）		7,463,603	2.6
合計 （純資産総額）		281,822,358 （約44,920百万円）	100.0

毎月分配型

（2026年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	166,212,976	97.4
現預金・その他の資産（負債控除後）		4,521,626	2.6
合計 （純資産総額）		170,734,602 （約27,213百万円）	100.0

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）米ドルの円換算額は、2026年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝159.39円）によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

< 参考情報 >

ファンドの投資対象であるグローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（米ドル-配当クラス）（以下「投資対象ファンド」といいます。）が投資している投資有価証券について、2026年5月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄（全191銘柄中、上位10銘柄）	国・地域	資産区分	業種	償還期限	比率（％）
1	ENERGY TRANS ET 8.00% 05/15/2054	アメリカ	投資適格社債	エネルギー	2054/5/15	1.7
2	COLUMBIA PIPE OC CPGX 6.544% 11/15/2053	カナダ	投資適格社債	エネルギー	2053/11/15	1.5
3	HP ENTERPRISE HPE 6.35% 10/15/2045	アメリカ	投資適格社債	テクノロジー およびエレクトロニクス	2045/10/15	1.4
4	BAT CAPITAL CORP BATSLN 7.081% 08/02/2053	アメリカ	投資適格社債	消費財	2053/8/2	1.2
5	REGAL REXNORD RRX 6.40% 04/15/2033	アメリカ	投資適格社債	資本財	2033/4/15	1.2
6	SEAGATE HDD CAYM STX 9.625% 12/01/2032	アメリカ	投資適格社債	テクノロジー およびエレクトロニクス	2032/12/1	1.2
7	VISTRA CORP VST 8.00% PERP	アメリカ	優先株式	公益	-	1.1
8	EMERA INC EMACN 6.75% 06/15/2076	カナダ	ハイイールド社債	公益	2076/6/15	1.1
9	LIGHT & WONDER LNW 7.50% 09/01/2031	アメリカ	ハイイールド社債	レジャー	2031/9/1	1.1
10	GOLDMAN SACHS GP GS 7.50% PERP	アメリカ	優先株式	銀行	-	1.1

（２）運用実績

純資産の推移

2025年６月１日から2026年５月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

資産成長型

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円（千円）	米ドル	円
2025年６月末日	274,775,909.80	43,796,532	114.74	18,288
７月末日	275,009,240.97	43,833,723	115.47	18,405
８月末日	276,433,148.02	44,060,679	116.86	18,626
９月末日	279,393,189.12	44,532,480	119.04	18,974
10月末日	279,332,542.26	44,522,814	119.58	19,060
11月末日	279,773,042.75	44,593,025	120.55	19,214
12月末日	280,649,207.80	44,732,677	121.57	19,377
2026年１月末日	282,033,082.76	44,953,253	123.22	19,640
２月末日	284,498,530.05	45,346,221	124.95	19,916
３月末日	274,807,621.76	43,801,587	122.24	19,484
４月末日	280,468,793.44	44,703,921	125.92	20,070
５月末日	281,822,358.06	44,919,666	126.97	20,238

（注）上記「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円（千円）	米ドル	円
2025年6月末日	166,181,661.48	26,487,695	93.09	14,838
7月末日	165,827,412.12	26,431,231	93.43	14,892
8月末日	166,657,333.00	26,563,512	94.3	15,030
9月末日	168,517,143.08	26,859,947	95.81	15,271
10月末日	167,605,547.27	26,714,648	95.99	15,300
11月末日	168,185,424.36	26,807,075	96.52	15,384
12月末日	168,559,033.20	26,866,624	97.08	15,474
2026年1月末日	170,402,533.60	27,160,460	98.15	15,644
2月末日	171,814,365.12	27,385,492	99.28	15,824
3月末日	167,294,683.74	26,665,100	96.87	15,440
4月末日	170,761,566.78	27,217,686	99.54	15,866
5月末日	170,734,601.70	27,213,388	100.11	15,957

分配の推移

毎月分配型における2025年6月1日から2026年5月末日までの期間における分配の推移は次のとおりです。なお、資産成長型については、該当事項ありません。

毎月分配型

(税引前)

	1口当たりの分配額	
	米ドル	円
2025年6月12日	0.25	40
2025年7月14日	0.25	40
2025年8月12日	0.25	40
2025年9月12日	0.25	40
2025年10月14日	0.25	40
2025年11月12日	0.25	40
2025年12月12日	0.25	40
2026年1月13日	0.25	40
2026年2月12日	0.25	40
2026年3月12日	0.25	40
2026年4月13日	0.25	40
2026年5月12日	0.25	40
直近1年間累計 (2025年6月1日～2026年5月末日)	3.00	478
設立時からの総額 (2018年9月28日～2026年5月末日)	22.75	3,626

収益率の推移

2025年6月1日から2026年5月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	資産成長型	毎月分配型
2025年6月1日～2026年5月末日	13.10	12.91

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 2026年5月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2025年5月末日の1口当たりの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	資産成長型	毎月分配型

2018年 (2018年9月28日～2018年12月末日)	-5.74	-5.73
2019年 (2019年1月1日～2019年12月末日)	15.40	15.22
2020年 (2020年1月1日～2020年12月末日)	3.13	2.97
2021年 (2021年1月1日～2021年12月末日)	3.36	3.29
2022年 (2022年1月1日～2022年12月末日)	-14.13	-14.03
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	7.60	7.40
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	3.91	3.87
2025年 (2025年1月1日～2025年12月末日)	9.20	8.98
2026年 (2026年1月1日～2026年5月末日)	4.44	4.41

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末（2026年については5月末日）の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格
2018年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

（参考情報）

■ 基準価額および純資産の推移

資産成長型



※資産成長型は、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

毎月分配型



■ 収益率の推移

資産成長型



毎月分配型



(注)収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末(2026年については5月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額

b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2018年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

2 販売及び買戻しの実績

2025年6月1日から2026年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2026年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

		販売口数	買戻口数	発行済口数
2025年6月1日～ 2026年5月末日	資産成長型	30,082 (30,082)	220,794 (220,794)	2,219,177 (2,219,177)
	毎月分配型	25,255 (25,255)	111,154 (111,154)	1,704,737 (1,704,737)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財政状態計算書
2026年４月30日現在

		2026年 4月30日		2025年 10月31日	
	注記	USD	(千円)	USD	(千円)
資産					
現金	9	11,098,430	1,768,979	13,486,374	2,149,593
投資対象ファンドの投資有価証券 （取得原価：（2026年）420,054,307 米ドル、（2025年）431,089,862米ドル）	7,8	440,935,162	70,280,655	434,208,227	69,208,449
受益証券販売未収金		143,202	22,825	425,487	67,818
資産合計		452,176,794	72,072,459	448,120,088	71,425,861
負債					
受益証券買戻未払金		627,298	99,985	859,658	137,021
その他の未払金	11	554,208	88,335	550,810	87,794
負債合計		1,181,506	188,320	1,410,468	224,814
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		450,995,288	71,884,139	446,709,620	71,201,046
内訳：					
資産成長型受益証券					
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		280,321,462	44,680,438	279,100,926	44,485,897
販売済解約可能受益証券口数	10	2,226,141	354,825	2,333,999	372,016
解約可能受益証券 1 口当たり純資産価値（NAV）		125.92	20	119.58	19
毎月分配型受益証券					
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		170,673,826	27,203,701	167,608,694	26,715,150
販売済解約可能受益証券口数	10	1,714,624	273,294	1,746,073	278,307
解約可能受益証券 1 口当たりNAV		99.54	16	95.99	15

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

包括利益計算書
2026年4月30日までの6カ月間

		2026年 4月30日		2025年 4月30日	
	注記	U S D	(千円)	U S D	(千円)
損益を通じて公正価値で測定する金融商品による純利益					
投資に対する純利益(純損失)	12	19,656,041	3,132,976	(9,436,192)	(1,504,035)
受取配当金		6,070,896	967,640	6,485,779	1,033,768
純投資収益		25,726,937	4,100,616	(2,950,413)	(470,266)
販売報酬	11,13	1,558,952	248,481	1,538,618	245,240
投資運用会社報酬	11,13	445,425	70,996	439,605	70,069
報酬代行会社報酬	11,13	267,255	42,598	263,763	42,041
管理事務代行報酬	11,13	155,866	24,843	153,860	24,524
保管会社報酬	11,13	10,141	1,616	10,080	1,607
監査報酬		14,525	2,315	14,525	2,315
その他の報酬および経費		56,743	9,044	57,795	9,212
営業費用合計		2,508,907	399,895	2,478,246	395,008
営業利益（損失）		23,218,030	3,700,722	(5,428,659)	(865,274)
財務費用					
解約可能受益証券の受益者への分配	14	(2,602,000)	(414,733)	(2,740,245)	(436,768)
財務費用合計		(2,602,000)	(414,733)	(2,740,245)	(436,768)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		20,616,030	3,285,989	(8,168,904)	(1,302,042)

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書

2026年4月30日までの6カ月間

	2026年 4月30日		2025年 4月30日	
	USD	(千円)	USD	(千円)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の 期初残高	446,709,620	71,201,046	452,753,856	72,164,437
解約可能受益証券の発行	3,058,673	487,522	3,242,107	516,759
解約可能受益証券の買戻	(19,389,035)	(3,090,418)	(18,215,808)	(2,903,418)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の 変動	20,616,030	3,285,989	(8,168,904)	(1,302,042)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の 期末残高	450,995,288	71,884,139	429,611,251	68,475,737

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

キャッシュ・フロー計算書
2026年4月30日までの6カ月間

	2026年 4月30日		2025年 4月30日	
	USD	(千円)	USD	(千円)
営業活動				
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動	20,616,030	3,285,989	(8,168,904)	(1,302,042)
投資対象ファンドの投資有価証券の売却	19,000,002	3,028,410	18,000,000	2,869,020
現金を除く項目に関する調整				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現（利益）損失の変動	(17,762,490)	(2,831,163)	8,183,561	1,304,378
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実現純（利益）損失	(1,893,551)	(301,813)	1,252,501	199,636
受取配当金*	(6,070,896)	(967,640)	(6,485,779)	(1,033,768)
非現金営業項目残高の増減純額				
その他の未払金の増加（減少）	3,398	542	(4,094)	(653)
営業活動による正味キャッシュ・フロー	13,892,493	2,214,324	12,777,285	2,036,571
財務活動				
解約可能受益証券の発行による収入	3,340,958	532,515	3,554,486	566,550
解約可能受益証券の買戻しに係る支払	(19,621,395)	(3,127,454)	(18,281,305)	(2,913,857)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	(16,280,437)	(2,594,939)	(14,726,819)	(2,347,308)
現金の純増減額	(2,387,944)	(380,614)	(1,949,534)	(310,736)
現金の期初残高	13,486,374	2,149,593	11,841,436	1,887,406
現金の期末残高	11,098,430	1,768,979	9,891,902	1,576,670
補足情報：				
再投資された配当金*	6,070,896	967,640	6,485,779	1,033,768

*投資対象ファンドからの配当金収入は現金で受領するのではなく、投資対象ファンド内で同クラスのユニットに再投資される。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

1. 全般的情報

マイスターズ・コレクション（適格機関投資家限定）（以下、「本シリーズ・トラスト」）は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「マスター・トラスト」）の2013年12月2日付基本信託証書および2018年8月3日付補遺信託証書（以下、「補遺信託証書」）（以下、基本信託証書と「補遺信託証書」を合わせて「信託証書」）に基づいて組成・設定されている。マスター・トラストは、2013年12月2日にケイマン諸島の信託法第47条および、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファン্ড法に基づき登録された免税信託である。

本シリーズ・トラストは、資産成長型受益証券および毎月分配型受益証券をそれぞれ発行し、2018年9月28日より運用を開始した。

本シリーズ・トラストの投資目標は、通常の市場環境の下で、主にインカムを生み出す債券および株式に間接的に投資する一方、投資家にインカムゲインを受け取るか、キャピタルゲインを受け取るかを選択することができる選択肢を提供することである。投資対象には社債、転換社債、普通株式および優先株式が含まれるがこれらに限定されない。本シリーズ・トラストは、実質的にすべての資産をヌビーン・NWQフレキシブル・インカムファンド（以下、「投資対象ファンド」）の米ドル・配当クラス受益証券に投資することにより、その投資目標の達成を追求することが想定されている。投資対象ファンドは、ケイマン諸島法に基づいて設定されたアンブレラ・ユニット・トラスト（以下、「アンブレラ・トラスト」）であるグローバル・マルチ・ストラテジーのシリーズ・トラストである。2026年4月30日現在、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドの13.02%（2025年10月31日：13.26%）を保有している。

また、本シリーズ・トラストは、米ドル建ての現金および短期金融市場証券（コマーシャルペーパー、譲渡性預金、国債を含むがこれらに限定されない）を保有する場合がある。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社（以下、「投資運用会社」）は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうちの投資対象ファンドならびに米ドル建て現金および短期金融市場証券から構成される部分（以下、「サブアドバイズド・ポートフォリオ」）に関し、日々の投資意思決定および継続的モニタリングについて責任を負う。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、毎月いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。こうした収益のうち、毎月分配型受益証券に帰属する部分は、各分配日に当該クラスの受益証券の受益者に分配されることが意図されている。かかる分配の詳細は注記14に記載されている。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

1. 全般的情報（続き）

投資対象ファンドの投資目標は、投資対象ファンドの投資運用会社であるヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシー（以下、「SF投資運用会社」）の相対価値およびリスク評価に基づいて、負債証券か持分証券かを問わず企業の発行する有価証券に投資することにより、高水準のインカムと魅力的なリスク調整後リターンを提供することである。投資対象ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資対象ファンド投資運用会社は、その投資目標を追求するために、正のリスク／経済価値特性をもつ過小評価された会社を識別することを目的とした綿密な調査に基づく投資プロセスを用いて投資対象ファンドの投資選択を行う。

投資対象ファンド投資運用会社の投資アプローチは、ボトムアップのファンダメンタル・アプローチに基づいている。運用チームは、個々の会社を単に株式としてではなく事業として捉え、それらの会社を理解することを軸に据えた独自の調査を行う。投資手法には、損益計算書のみに依存するのではなく貸借対照表およびキャッシュ・フロー計算書も含めた分析を中心とした綿密な財務諸表評価が含まれる。投資対象ファンド投資運用会社は、このプロセスによって会社の経済的な収益性、キャッシュ・フローおよび資本利益率を真に理解することが可能になると考えている。

投資対象ファンド投資運用会社の投資プロセスは、会社の資本構成の中での特定の証券の魅力に焦点を当て、リスクと経済価値のバランスが適切であり、他の類似の証券に比べて割安であると判断した証券に投資することを追求するものである。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社に有利なリスク／経済価値特性、魅力的なバリュエーションまたは要因が無くなったと判断した場合、当該会社の資本構成の中でより良い代替投資対象を識別した場合、または会社が配当もしくは利息の支払を停止したもしくは停止すると予想される場合、以下に記載する金融デリバティブ商品の利用を通じて行う場合を含め、保有証券の売却または特定の証券のエクスポージャーの削減を行う場合がある。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定において、米国企業および非米国企業の負債証券および持分証券を含むがこれらに限定されない分散投資ポートフォリオに投資する。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの勘定で投資する負債証券には、社債、モーゲージ担保証券、課税地方債、ならびに米国政府および政府機関の債券が含まれるがこれらに限定されない。優先証券は、企業発行体が発行する有価証券で、一般に投資家に固定または変動レートの分配を行うものであり、分配の支払および会社資産の清算において普通株式に優先するが、その会社の他のほとんどの負債（優先債と劣後債の両方を含む）に対しては劣後する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

1. 全般的情報（続き）

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、購入時に投資適格より下の信用格付をもつ優先証券および負債証券、または同等の性質を有する信用格付のない証券に対し、制限なく投資することができる。これらの証券は、非投資適格証券と称されることがあり、一般に債務不履行（要求される利息または元本の支払が行われないこと）のリスクの高さに見合った高い収益を投資家に提供する。これらのことから、投資対象ファンドのNAVのボラティリティは比較的高水準となる可能性がある。

投資対象ファンドが保有する有価証券の平均満期期間または平均実効デュレーションについての制限はない。

通常、投資対象ファンド投資運用会社は、その投資目標を達成するために、投資対象ファンドの勘定において、投資対象ファンドの実質的にすべての資産を投資する。投資対象ファンドの資産の全額が投資目標に従って投資されない限りにおいて、投資対象ファンド投資運用会社の投資決定が短期的な市場要因の配慮に基づいて行われる可能性がある。この場合、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定において、ポートフォリオ有価証券の頻繁な売買を行う可能性がある。投資対象ファンド投資運用会社は、キャッシュ・インフローおよびアウトフローが増える時期を含め、一時的な防御の目的で、一時的にその投資方針および投資対象ファンドの制限から逸脱する場合がある。このような期間中、投資対象ファンドは投資目標を達成しない可能性がある。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

2. 作成の基準

財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」）が公表する国際財務報告基準（以下、「IFRS」）およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表する解釈指針に準拠して作成されている。

財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、ケイマン諸島の現地通貨では表示されない。本シリーズ・トラストの受益証券は、日本円（「JPY」）で発行および償還されるが、本シリーズ・トラストの運用は主として米ドルで行われる。

本シリーズ・トラストは、投資企業：IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂（以下、「改訂」）を採用している。経営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、受託会社は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。見積りおよび関連する仮定は、その状況において合理的と考えられる過去実績およびその他の様々な要因に基づいて行われ、その結果が他の情報源から直ちに明らかではない資産および負債の簿価に関する判断の基礎となる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの変更は、変更が行われた期間に認識される。IFRSの適用にあたって受託会社が行う判断のうち、財務諸表および見積りに重要な影響を及ぼし、次年度に重大な修正が発生する大きなリスクを伴うものについては、注記7および8において検討されている。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続 き ）

3．測定基準

財務諸表は、以下の重要な項目を除き、取得原価を基準に作成されている。

項目	測定基準
損益を通じて公正価値（以下、「FVTPL」）で測定する金融資産	公正価値

投資対象ファンドの投資有価証券は、この分類に含まれる。

4．重要性のある会計方針の変更

採用された会計方針は、前事業年度会計方針と同一のものである。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続 き ）

５．重要性のある会計方針

本シリーズ・トラストが採用し、財務諸表に表示されたすべての期間に一貫して適用した重要性のある会計方針は以下のとおりである。

金融資産および金融負債

（ i ） 認識および当初測定

FVTPLで測定する金融資産および金融負債は、本シリーズ・トラストが当該金融商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

FVTPLで測定しない金融資産および金融負債は、公正価値にその取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

（ ii ） 分類および事後測定

金融資産の分類

当初認識時において、本シリーズ・トラストは金融資産を、償却原価で測定する金融資産またはFVTPLで測定する金融資産として分類している。

金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつFVTPLに指定されていない場合、償却原価で測定される：

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
- ・ 契約条件により、「元本および元本残高に対する利息の支払のみ」（以下、「SPPI」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

本シリーズ・トラストの他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

5. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（ii）分類および事後測定（続き）

事業モデル評価

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本シリーズ・トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる：

- ・文書化された投資戦略およびその戦略の実施状況。具体的には、投資戦略が、契約上の利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションとを一致させること、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているかどうかが含まれる。
- ・ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの経営者への報告方法。
- ・事業モデル（およびその事業モデルの中で保有される金融資産）のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびかかるリスクの管理方法。
- ・投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- ・過去の期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、事業モデル評価の目的上売却とはみなされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

本シリーズ・トラストには2つの事業モデルがあると判断している：

- ・満期保有事業モデル：対象資産は現金および受益証券販売未収金。これらの金融資産は、回収目的の契約上のキャッシュ・フローである。
- ・その他の事業モデル：対象資産は投資対象ファンドの投資有価証券。これらの金融資産の管理およびパフォーマンスの評価は、頻繁な売買の中での公正価値ベースで行われる。

契約上のキャッシュ・フローがSPPI要件を満たすか否かの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「利息」は、貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク、ならびに他の基本的な融資リスクおよび費用（例：流動性リスクおよび管理事務費用）に対する対価および利益マージンとして定義される。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

5. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（ii）分類および事後測定（続き）

契約上のキャッシュ・フローがSPPI要件を満たすか否かの評価（続き）

契約上のキャッシュ・フローがSPPI要件を満たすか否かの評価において、本シリーズ・トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす契約条件が金融資産に含まれるかどうか（含まれる場合、SPPI要件は満たされるかどうか）等

を評価する。本シリーズ・トラストは、以下を考慮してこの評価を行う：

- － キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発事象
- － レバレッジ特性
- － 期限前償還および期間延長条項
- － 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件（例えば、ノンリコース条項）
- － 貨幣の時間価値の対価の修正を伴う条項（例えば、金利の定期的見直し）

IFRS第9号の定義による財政状態計算書の表示科目と金融商品の各分類との調整については、注記6を参照。

分類変更

金融資産は、本シリーズ・トラストが金融資産の運用に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後の分類変更は行われない。事業モデルを変更する場合は、影響を受けるすべての金融資産の分類が事業モデル変更後の最初の報告期間の初日に変更される。

金融資産の事後測定

FVTPLで測定する金融資産

これらの資産は、公正価値で事後測定を行う。受取／支払利息および配当金ならびに為替差損益を含む純損益は、包括利益計算書の純損益で認識される。

投資対象ファンドの投資有価証券は、この分類に含まれる。

投資対象ファンドの投資有価証券の公正価値は、当該投資対象ファンドの管理事務代行会社から入手した受益証券1口当たりの未監査のNAVに基づく。この数値は、投資運用会社の判断による最も代表的な公正価値の測定値とみなされる。投資対象ファンドの投資有価証券に係る実現および未実現損益は、包括利益計算書に含まれる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

5. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（ii）分類および事後測定（続き）

償却原価で測定する金融資産

これらの資産は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。受取利息、為替差損益および減損は包括利益計算書において認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

現金および受益証券販売未収金は、この分類に含まれる。

金融負債 - 分類、事後測定および損益

金融負債は、償却原価で測定される金融負債またはFVTPLで測定される金融負債に分類される。

トレーディング目的で保有される金融負債、デリバティブである金融負債、または当初認識時にFVTPLで測定される金融負債に指定された金融負債は、FVTPLで測定される金融負債に分類される。FVTPLで測定される金融負債は公正価値で測定され、支払利息を含むその純損益は純損益で認識される。

その他の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。支払利息および為替差損益は純損益で認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

2026年4月30日および2025年10月31日に終了した期間／年度において、FVTPLで測定される金融負債は存在しない。

償却原価で測定する金融負債には、受益証券買戻未払金およびその他の未払金が含まれる。

（iii）公正価値による測定

「公正価値」とは、原則として、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格であるが、そのような取引が存在しない場合、本シリーズ・トラストにとってその日現在で利用可能な最も有利な市場の取引価格に基づく。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

５．重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（iii）公正価値による測定（続き）

活発な市場における公表価格が入手可能な場合、本シリーズ・トラストは金融商品の公正価値をかかる公表価格を用いて測定する。価格情報を継続的に提供するために十分な頻度と量で資産または負債の取引が発生している市場は活発な市場とみなされる。本シリーズ・トラストは、活発な市場において価格が公表されている金融商品については、その仲値を用いて公正価値を測定する。なぜなら、仲値は出口価格の合理的な概算値であるからである。

活発な市場における公表価格が存在しない場合、本シリーズ・トラストは、観察可能なインプットの利用を最大化し、観察不能なインプットの利用を最小化する評価手法を用いて公正価値を測定する。選択された評価手法は、市場参加者が取引の価格を決定する上で考慮するすべての要因を織り込む。

本シリーズ・トラストは、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替を、振替が発生した報告期間の末日現在で認識する。

（iv）償却原価による測定

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、金融資産または金融負債の当初認識時の測定額から元本返済額を差し引き、さらに当初の金額と満期日の金額との差額に実効金利法を適用して償却累計額を増減した金額である。また、金融資産の場合、さらに損失評価引当金を差し引いて修正した後の金額となる。

（v）減損

本シリーズ・トラストは償却原価で測定する金融資産の予想信用損失（以下、「ECL」）に対する損失評価引当金を認識する。

本シリーズ・トラストは、12カ月のECLで測定される以下の例外を除き、損失評価引当金を全期間のECLに等しい金額で測定する。

- ・ 報告日現在で信用リスクが低いと判定された金融資産
- ・ 当初認識時以降、信用リスク（資産の予想存続期間中に債務不履行が発生するリスク）が著しく増大していないその他の金融資産

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

5. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（v）減損（続き）

金融資産の信用リスクが当初認識時以降著しく増大したか否かの判定およびECLの見積りにあたって、本シリーズ・トラストは、過大な費用または労力を要さずに入手可能な合理的で裏付け可能な関連情報を考慮する。これには、本シリーズ・トラストの過去実績および既知の信用評価に基づく定量的および定性的情報（将来の見通しに関する情報を含む）および分析が含まれる。

本シリーズ・トラストは、延滞期間が30日を超えた金融資産については、その信用リスクが大幅に増大したと仮定する。

以下の場合、本シリーズ・トラストは、金融資産の債務不履行が発生したものと判断する。

- ・債務者が、本シリーズ・トラストが有価証券（保有している場合）の強制売却のような措置を講じない限り、本シリーズ・トラストに対する信用債務を全額支払う可能性が低い場合
- ・金融資産について、90日を超える延滞が発生している場合

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティの信用格付が世界的に理解された「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いと判断する。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。12カ月のECLとは、全期間のECLのうち報告日後12カ月以内（金融商品の予想存続期間が12カ月より短い場合は、その期間内）に発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。ECLを見積もる際に考慮する最長期間は、本シリーズ・トラストが信用リスクに晒される契約上の最長期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の確率加重見積りである。信用損失は、すべての現金不足額（すなわち、契約条件に従って受領されるべきキャッシュ・フローと本シリーズ・トラストが受領することが予想されるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは、金融資産の実効金利を用いて割り引かれる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

5. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（v）減損（続き）

信用減損金融資産

本シリーズ・トラストは、各報告日において、償却原価で測定する金融資産について信用減損が発生しているか否かを評価する。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす事象が1つ以上発生している場合、その金融資産は信用減損金融資産である。

金融資産が信用減損金融資産である証拠には以下の観察可能なデータが含まれる。

- ・ 債務者または発行体の著しい財務上の困難
- ・ 決済不履行その他の契約違反または90日を超える延滞
- ・ 債務者に倒産またはその他の財務上の再編成が発生する可能性が高いこと

財政状態計算書におけるECLに対する引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、当該資産の帳簿価額の総額から差し引いて表示する。

直接償却

本シリーズ・トラストが金融資産の全額またはその一部について合理的な回収見込みがないと判断した場合、かかる金融資産の総額での帳簿価額に対し直接償却を行う。

（vi）認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が満了した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡する取引もしくは本シリーズ・トラストが金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡しないが引き続き保有もせず、かつ金融資産を引き続き支配しない取引によって契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止を行った場合、当該資産の帳簿価額（または資産の帳簿価額のうち認識を中止した部分に配分された金額）と受領した対価の額（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を差し引いた金額を含む）との差額を純損益で認識する。かかる譲渡金融資産について創出されたまたは留保された持分がある場合、本シリーズ・トラストはこれを別の資産または負債として認識する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

5. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（vi）認識の中止（続き）

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するが、譲渡資産もしくはその一部のリスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有する取引を行う場合がある。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有している場合、かかる譲渡資産について認識の中止は行わない。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてが引き続き保有される資産の譲渡には、買戻し特約付売却取引が含まれる。

本シリーズ・トラストは、金融負債に係る契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識の中止を行った場合、消滅した帳簿価額と支払った対価の額（譲渡した非現金資産または引き受けた負債を含む）との差額は純損益で認識する。

（vii）相殺

認識した額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、純額ベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。一般にマスターネットティング契約はこの条件を満たさないため、関連する資産および負債は、財政状態計算書上総額ベースで表示される。2026年4月30日時点および2025年10月31日時点で、本シリーズ・トラストは、マスターネットティング契約の対象となる金融資産または負債を保有していない。

現金

エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッドは受託会社として、三井住友信託銀行（ロンドン支店）を保管会社（以下、「保管会社」）に任命した。さらに、保管会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下、「BBH」）をサブ・カストディアン（以下、「サブ・カストディアン」）に任命した。現金は、最終的に、本シリーズ・トラストの保管銀行としてのBBHによって保管される。現金は、BBHが保管する満期日が3カ月以内に到来する現金で構成される。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続 き ）

5. 重要性のある会計方針（ 続 き ）

FVTPLで測定する金融商品による純益

受取配当金は、配当落ち日ベースで課される還付請求不能な源泉税を含めた総額で記帳される。投資対象ファンドからの配当金収入は現金で受領するのではなく、投資対象ファンド内で同クラスのユニットに再投資される。

FVTPLで測定する金融商品による実現損失は、報告期間の期初における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と、処分時に受領した対価との差額を示す。投資売却による実現損益は、先入先出法を用いて計算される。未実現損益は、報告期間の期初における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と、同期間の期末における帳簿価額との差額を示す。

外国為替取引

外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての有価証券の購入および売却、解約可能受益証券の発行および償還、ならびに収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

経費

経費は、発生主義で会計処理され、包括利益計算書上で認識される。

税務

本マスター・トラストは、ケイマン諸島政府より、2013年12月2日から50年間にわたり、仮にケイマン諸島において所得税、利益税、またはキャピタルゲイン税が導入された場合であっても、これらすべての地方税を免除されるとの保証を得ている。現在のところ、ケイマン諸島ではこれらの税金は課されていない。

本マスター・トラストは、特定の国において投資収益およびキャピタルゲインに対して課される源泉徴収税を負担する可能性がある。そのような投資収益およびキャピタルゲインは、包括利益計算書において源泉徴収税控除前の総額で計上される。源泉徴収税は、包括利益計算書において別項目として表示される。2026年4月30日および2025年10月31日を末日とする各事業期間／年度において、源泉徴収税費用は支払われていない。

投資対象ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する証券に投資することを選択する場合がある。これら外国の多くでは、投資対象ファンドを含む非居住者に対してキャピタルゲイン税が適用され得ることを示す税法が存在する。これらのキャピタルゲイン税は自己申告方式で算定することが求められているため、係る税金は投資対象ファンドのブローカーによって「源泉徴収」ベースで控除されない可能性がある。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続き ）

５．重要性のある会計方針（続き）

税務（続き）

IAS第12号「法人所得税」に従い、本マスター・トラストは、関連する税務当局がすべての事実および状況を完全に認識していると仮定した場合に、外国の税法に基づき当該外国を源泉とする本マスター・トラストのキャピタルゲインに対して税務上の負債が課される可能性が高いと判断されるとき、税務負債を認識する必要がある。その税務負債は、報告期間の末日までに制定または実質的に制定された税法および税率を用いて、関連する税務当局に支払われると見込まれる金額で測定される。制定された税法がオフショア投資トラストにどのように適用されるかについては、不確実性が存在する場合がある。このため、最終的に本マスター・トラストが税務負債を支払うことになるかどうかについて不確実性が生じる。したがって、不確実な税務負債を測定する際には、経営陣は、関連する税務当局の公式または非公式な慣行を含め、支払いの可能性に影響を及ぼし得る、評価時点で入手可能なすべての関連する事実および状況を考慮する。

2026年4月30日および2025年10月31日の各時点において、管理会社は、本マスター・トラストが添付の財務諸表上で未認識の税務上の利益に関して計上すべき負債は存在しないと判断している。これは管理会社による最善の見積りであるが、外国の税務当局が、本マスター・トラストが獲得したキャピタルゲインに対して税金の徴収を試みるリスクは依然として存在する。このような事態は事前の通知なく、場合によっては遡及的に発生する可能性があり、その結果、本マスター・トラストに損失が生じる可能性がある。

外貨

本シリーズ・トラストの財務諸表に含まれる項目は、本シリーズ・トラストが事業運営を行う主たる経済環境の通貨（以下、「機能通貨」）で測定されており、当該通貨は米ドルである。外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての投資有価証券の購入および売却、解約可能受益証券の発行および買戻、ならびに収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、報告期間の最終日の為替相場で米ドルに換算される。公正価値で計上されている外貨建ての非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替相場で米ドルに換算される。換算から生じる実現および未実現損益は、存在する場合、包括利益計算書に含まれる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続き ）

5 . 重要性のある会計方針（ 続き ）

解約可能受益証券

本シリーズ・トラストが販売する解約可能受益証券はプッタブル金融商品であり、報告期間を通じて異なる特性を有する異なるクラスの発行済受益証券が存在することから、修正IAS第32号の持分証券の分類基準を満たさないため金融負債に分類される（注記10）。1口当たりNAVは、本シリーズ・トラストの各クラスの受益者に帰属する純資産合計額を各クラスの受益証券口数で除して算定する。すべての受益証券の発行および解約はかかる価格で行われる。

他の企業に対する持分

他の企業に対する持分とは、IFRS第12号において、企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す、契約上および非契約上の関与として定義される。他の企業に対する持分は、資本性金融商品または負債性金融商品の保有や、流動性の支援、信用補完および保証によって証明できる。

本シリーズ・トラストは、投資を実施しているが非連結である非上場オープン・エンド契約型投資ファンドが、以下に述べる理由から組成された企業の定義に合致すると結論した。

- 投資対象ファンドにおける議決権は、管理業務にのみ関係しているため、誰が当該ファンドを支配しているのかを決定する際に、決定的な要因とならない。
- 投資対象ファンドの活動が、募集書類および該当する補遺によって制限されている。
- 投資対象ファンドが、投資家への投資機会の提供において、狭く十分に明確化された目的を有している。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続 き ）

５．重要性のある会計方針（ 続 き ）

他の企業に対する持分（ 続 き ）

下表は、本シリーズ・トラストの連結対象ではないが、本シリーズ・トラストが持分を保有する組成された企業の種類を説明している。

組成された企業の種類	性質および目的	本シリーズ・トラストが保有する持分
投資ファンド	投資運用会社の相対価値およびリスク評価に基づいて、負債証券か持分証券かを問わず企業の発行する有価証券に投資することにより、高水準の収益と魅力的なリスク調整後リターンを提供すること。	投資対象ファンドによって発行された受益証券への投資
下表は、非連結の組成された企業について本シリーズ・トラストが保有する持分を詳述したものである。損失の最大エクスポージャーは、2026年4月30日時点および2025年10月31日時点で保有する金融資産の帳簿価額となる。		
	FVTPLで測定される	FVTPLで測定される
	純資産合計 (未監査)	純資産合計 (未監査)
	帳簿価額	帳簿価額
	2026年 4月30日	2025年 10月31日
	USD	USD
ヌビーン・NWQフレキシブル・インカムファンド	3,386,634,124	3,274,287,179
	440,935,162	434,208,227

2026年4月30日および2025年10月31日に終了した期間において、本シリーズ・トラストは、非連結の組成された企業に対して追加の財務的支援を提供しておらず、現在のところ、その他の財務的支援またはその他の支援を提供する義務を負っておらず、提供する意図を持たない。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続き ）

6．金融資産および金融負債の分類

2026年4月30日	FVTPLでの測定が義務付けられている USD	償却原価で測定する金融資産 USD	償却原価で測定する金融負債 USD	合計 USD
現金	-	11,098,430	-	11,098,430
FVTPLで測定する金融資産	440,935,162	-	-	440,935,162
受益証券販売未収金	-	143,202	-	143,202
	<u>440,935,162</u>	<u>11,241,632</u>	<u>-</u>	<u>452,176,794</u>
受益証券買戻未払金	-	-	627,298	627,298
その他の未払金	-	-	554,208	554,208
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産	-	-	450,995,288	450,995,288
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>452,176,794</u>	<u>452,176,794</u>
2025年10月31日				
現金	-	13,486,374	-	13,486,374
FVTPLで測定する金融資産	434,208,227	-	-	434,208,227
受益証券販売未収金	-	425,487	-	425,487
	<u>434,208,227</u>	<u>13,911,861</u>	<u>-</u>	<u>448,120,088</u>
受益証券買戻未払金	-	-	859,658	859,658
その他の未払金	-	-	550,810	550,810
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産	-	-	446,709,620	446,709,620
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>448,120,088</u>	<u>448,120,088</u>

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続 き ）

7．金融商品の公正価値

下表は、公正価値で認識された金融商品を以下のインプットのレベル別に分析したものである。

- ・ レベル1：活発な市場における同一の金融商品の（未修正の）公表価格。
- ・ レベル2：直接的に観察可能なインプット（すなわち価格として）または間接的に観察可能なインプット（すなわち価格から導出される）に基づく評価手法。この区分には、活発でない市場における公表価格を用いて価値評価される金融商品、およびすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて価値評価される金融商品が含まれる。
- ・ レベル3：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、適用される評価手法が観察可能なデータに基づかないインプットを含み、かかる観察不能なインプットが金融商品の価値に重要な影響を及ぼすすべての金融商品が含まれる。また、この区分には、異なる金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な修正または仮定を要する類似の金融商品の公表価格に基づいて価値評価される金融商品が含まれる。本シリーズ・トラストはこの区分に属する金融商品を保有していなかった。

2026年4月30日	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
FVTPLで測定する金融資産				
投資対象ファンドの投資有価証券	-	440,935,162	-	440,935,162
	<u>-</u>	<u>440,935,162</u>	<u>-</u>	<u>440,935,162</u>

2025年10月31日

FVTPLで測定する金融資産

投資対象ファンドの投資有価証券	-	434,208,227	-	434,208,227
	<u>-</u>	<u>434,208,227</u>	<u>-</u>	<u>434,208,227</u>

2026年4月30日および2025年10月31日に終了した期間／年度中、3つのレベルの間で振替は行われなかった。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

FVTPLで測定しない金融資産

FVTPLで測定しない金融資産には、以下が含まれる。

現金、受益証券販売未収金、受益証券買戻未払金、その他の未払金。これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。

8. 金融商品とそのリスク

本シリーズ・トラストの金融商品から生じる主要なリスクは以下のように要約できる。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品投資の将来価格の不確実性から発生する。市場リスクは、本シリーズ・トラストが市場ポジションの保有を通じて、価格変動が生じた場合に被る可能性のある潜在的な損失を表す。市場リスクは、価格リスク、為替リスク、金利リスクの3つの種類のリスクから構成される。

管理会社は、その投資目標を追求するために、正のリスク／経済価値特性をもつ過小評価された会社を識別することを目的とした綿密な調査に基づく投資プロセスを採用することに注力してきた。

本シリーズ・トラストは、他の投資家とともに、その資産のすべて、または実質的にすべてを「マスター・フィーダー」の仕組みを通じて投資対象ファンドに投資する。「マスター・フィーダー」の仕組み、特に同一のポートフォリオに投資する複数の投資ビークルが存在する点は、投資家に独特のリスクをもたらす。投資対象ファンドに投資する規模の小さい投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する規模の大きな投資ビークルの行動により大きな影響を受ける可能性がある。例えば、規模の大きな投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残った各ファンドにおいて比例的に負担する営業費用の金額が増加し、その結果投資収益が減少する可能性がある。本シリーズ・トラストおよびその他の投資家を含む投資対象ファンドの投資家による短期間での大規模な資金の引き上げが発生した場合、投資ポジションの現金化を一度に、かつ投資対象ファンドにとって経済的に最も有利にはならない方法で行うことが必要となり、これが投資対象ファンドの純資産価値、ひいては本シリーズ・トラストの純資産価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

市場リスク（続き）

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資する。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの目論見書および設立文書の条件に従うことを要求される。これによって受益証券の購入および買戻に制約が課される可能性がある。また、投資対象ファンドが清算する場合、本シリーズ・トラストの勘定で保有する受益証券の強制的な買戻しが発生し、これが本シリーズ・トラストの受益証券の強制的な買戻しにつながる可能性がある。したがって、本シリーズ・トラストの投資パフォーマンスは投資対象ファンドの投資パフォーマンスを完全に反映しない可能性がある。

投資対象ファンドの受益証券の価格は上昇する可能性もあるが、下落する可能性もある。投資対象ファンドがその投資目標を達成することまたは投資家が投資対象ファンドへの投資を全額回収することについての保証はない。一部の国／地域における投資制限により、投資対象ファンドの投資の流動性に制約が生じる可能性がある。投資対象ファンドのキャピタルゲインおよびインカムゲインは、投資対象ファンドの保有する投資のキャピタルゲインおよびインカムゲインから経費を差し引いた金額に基づく。したがって、投資対象ファンドの収益は、かかるキャピタルゲインおよびインカムゲインの変動に応じて変動することが予想される。投資家は、投資対象ファンドへの投資を中長期的投資として捉えるべきである。

投資対象ファンドは市場リスクに晒されている。市場リスクは、特定の受益証券、ファンド、産業または有価証券全体の価値が下落するリスクである。投資対象ファンドへの投資の価値は、投資対象ファンドが投資する有価証券の価格に応じて上昇または下落する。有価証券の価格は多くの要因に左右されて変動する。これらの要因には、発行会社の過去の利益実績または将来の利益予想、その資産の価値、経営上の意思決定、発行会社の製品またはサービスに対する需要、生産コスト、全般的な経済動向、金利、為替相場、投資家の心理、地政学的要因および市場流動性が含まれる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

通常、投資運用会社は投資対象ファンドの勘定において、同ファンドの実質的にすべての資産をその投資目標を達成するために投資する。投資対象ファンドの資産の全額が投資目標に従って完全投資されない限りにおいて、投資運用会社の投資決定が短期的な市場要因の配慮に基づいて行われる可能性がある。この場合、投資運用会社は投資対象ファンドの勘定において、ポートフォリオ有価証券の頻繁な売買を行う可能性がある。

下表は、投資対象ファンドにおける投資資産(デリバティブを除く)の集中度について概略を示すものである。

**投資対象ファンドにお
ける純資産額の割合
(%)**

株式 / 優先証券	25.2
社債	42.7
変動利付債	25.4

投資対象ファンドにおいては、投資は基本的にアメリカ合衆国における多様な産業に集中して行われている。

価格リスク

価格リスクとは、個別投資またはその発行会社に固有の要因によるか、否かを問わず、市場価格の変動(為替リスクまたは金利リスクから発生するものを除く)の結果として、関連する金融商品の価値が変動するリスクを指す。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドで発生する価格リスクを被りやすい。価格リスクには、投資対象ファンドが投資戦略を取った上で行う、外貨建て有価証券をはじめとする株式、デリバティブ商品、オプションおよび先物の取引の結果として生じる重大なリスクが含まれる場合がある。投資対象ファンドが有価証券、先物取引、およびスワップに対して行う投資は公正価値で計上され、それに伴う公正価値の変動は包括利益計算書において認識されるため、市場環境におけるすべての変動は、本シリーズ・トラストに帰属する純資産に直接的な影響を及ぼすことになる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

8. 金融商品とそのリスク（続き）

市場リスク（続き）

価格リスク（続き）

2026年4月30日現在、投資対象ファンドの投資有価証券の価格が5%上昇した場合、他のすべての変数が一定と仮定すると、純資産は22,046,758米ドル（2025年10月31日：21,710,411米ドル）増加していた。逆に5%下落していた場合、他の変数を一定とすると、純資産に同額の逆方向の影響が発生していたことになる。

為替リスク

為替リスクとは、本シリーズ・トラストの一部の資産が外貨建ての有価証券やその他の有価証券に投資され、為替相場の変動によってそれらの資産の価値に有利または不利な影響が生じるリスクを指す。本シリーズ・トラストの投資有価証券は米ドル建てであるが、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドが保有する投資有価証券に係る為替リスクを間接的に負っている。投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオを監視する。

投資対象ファンドにおいて本シリーズ・トラストが保有する受益証券は米ドル建てである。投資家の財務活動が米ドル以外の通貨または通貨単位（日本円を含む）（以下、「投資家通貨」）建てで行われる場合、この事実から外貨換算に関連する一定のリスクが発生する。こうしたリスクには、為替相場が大幅に変動するリスク（米ドルの平価切下げまたは投資家通貨の平価切上げに起因する変動を含む）および米ドルまたは投資家通貨の規制当局が為替管理を導入または変更するリスクが含まれる。投資家通貨の対米ドル相場の上昇は、（a）投資対象ファンドのNAVおよび受益証券1口当たりNAVの投資家通貨換算額、および（b）分配額（ある場合）の投資家通貨換算額を減少させる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

市場リスク（続き）

為替リスク（続き）

投資対象ファンドの資産の一部は、他の通貨に投資され、投資対象ファンドはこれらの投資有価証券からの収益をかかえる通貨建てで受け取る場合がある。このような収益の一部は、投資対象ファンドの機能通貨に対して価値が下落する可能性がある。加えて、投資対象ファンドは、ヘッジを目的として、通貨性預金や為替予約契約、または同等のデリバティブ商品に投資する場合がある。

本シリーズ・トラストのすべての金融資産は米ドル建てであるため、為替相場の変動が財政状態計算書および包括利益計算書に及ぼす影響は軽微である。したがって、感度分析は実施していない。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動によって本シリーズ・トラストが被る可能性のある潜在的な損失を表す。変動金利の影響を受け、3カ月未満で満期が到来する現金を除き、本シリーズ・トラストのその他の金融資産および金融負債の大半は無利息である。そのため、本シリーズ・トラストの公正価値が、市場金利の実勢水準の変動によって受ける金利リスクは限定されている。一方、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資を通じて、高水準の金利リスクに晒されている。

投資対象ファンドにおける金利リスクとは、投資対象ファンドのポートフォリオの価値が金利上昇局面において下落するリスクを指す。金利が変動すると、デュレーションが長期にわたる債券の価値は通常、デュレーションが短期の債券の価値に比べ大きく変動する。投資対象ファンドは、史上最低に近い金利環境（マイナス金利を含む）、政府の財政政策イニシアチブの可能性の影響、およびかかるイニシアチブに対する市場の反応によって、過去に比べてより大きな金利上昇リスクを負う可能性がある。投資対象ファンドの投資戦略により、投資対象ファンドが保有する資産は市場金利の変動に基づいて増減する。

2026年4月30日および2025年10月31日現在、シリーズ・トラストにおける資産（現金を除く）および負債は、いずれも利息の発生を伴わないものである。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

流動性リスク

流動性リスクとは、本シリーズ・トラストが、債務の決済または返済を、その期限までにまたは合理的な価格で行うことができないリスクをいう。本シリーズ・トラストの解約可能受益証券の受益者は、自らの裁量で、その時点における解約可能受益証券1口当たりのNAVに基づいて、解約可能受益証券を解約することができる。本シリーズ・トラストはこうした解約に伴う現金による買戻しのリスクに日次で晒されている。本シリーズ・トラストの受益証券には、関連文書に定められた限定的な状況を除き、買戻し制限は課されない。管理会社は、借入残高の総額がNAVの10%を超えない範囲で、本シリーズ・トラストの勘定で、資金の借入を行うことができる。

本シリーズ・トラストの解約可能受益証券の受益者は、自らの裁量により、各営業日および/または管理会社が適宜指定する日付（以下、「買戻日」）に、解約可能受益証券の解約を申し出ることができる。

投資対象ファンドの方針に従い、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの投資有価証券を買戻日（上記に定義）に解約することができる。本シリーズ・トラストと投資対象ファンドの買戻し方針は整合性が取れているため、本シリーズ・トラストの流動性リスクへの影響は最小限に抑えられる。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの有価証券を直ちに現金化できると考えている。投資対象ファンドの流動性リスクは、投資対象ファンド投資運用会社によって、その方針および手続きに従い、日次で管理されている。

下表は、2026年4月30日時点および2025年10月31日時点における本シリーズ・トラストの金融資産および金融負債を契約上の満期日別に分析したものである。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続 き ）

8．金融商品とそのリスク（ 続 き ）

流動性リスク（ 続 き ）

2026年4月30日	1カ月未満	合計
資産	USD	USD
現金	11,098,430	11,098,430
受益証券販売未収金	143,202	143,202
金融資産合計	11,241,632	11,241,632
負債		
受益証券買戻未払金	627,298	627,298
その他の未払金	554,208	554,208
金融負債合計	1,181,506	1,181,506
2025年10月31日	1カ月未満	合計
資産	USD	USD
現金	13,486,374	13,486,374
受益証券販売未収金	425,487	425,487
金融資産合計	13,911,861	13,911,861
負債		
受益証券買戻未払金	859,658	859,658
その他の未払金	550,810	550,810
金融負債合計	1,410,468	1,410,468

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続き ）

8 . 金融商品とそのリスク（ 続き ）

信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの信用リスクに晒されている。

現金および有価証券はいずれも最終的にサブ・カストディアンによって保管されるが、このうち現金についてはサブ・カストディアンが保管銀行として保管する。本シリーズ・トラストの期末の現金は全額サブ・カストディアンが保管している。サブ・カストディアンのS&Pグローバルによる信用格付はA（2025年10月31日：A）である。保管会社（本シリーズ・トラストと投資対象ファンドの両方に責任を有する）のS&Pグローバルによる信用格付はA（2025年10月31日：A）である。サブ・カストディアンに破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資負債証券に対する本シリーズ・トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。

投資対象ファンド投資運用会社のポートフォリオ・マネージャーは、投資対象ファンドの投資有価証券の信用度およびリスクを継続的に監視している。

投資対象ファンドの勘定に保有されている資産は、対象となる投資有価証券の信用度の変動や、かかる投資有価証券の発行者から生じるリスクに晒されている。このようなリスクにより、証券の価格変動や、投資対象ファンドの受益証券の価格変動が大きくなる可能性がある。例えば、債券の発行者が金利や元本の支払義務を果たすことができない場合や、債券の投資家が発行者に対する評価を全般的に下げた結果として債券価格が下落する場合がある。また、信用格付機関による格付見解によって、投資対象ファンドの勘定で取引されている投資有価証券の信用スプレッドに悪影響を与える場合がある。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続き ）

8．金融商品とそのリスク（続き）

その他のリスク

***ECL* から生じる金額**

現金、受取利息、配当金、およびその他の未収金の減損は、12カ月の予想信用損失に基づいて測定されており、これらのエクスポージャーの短期的な満期日を反映している。本シリーズ・トラストは、これらのエクスポージャーの信用リスクを、カウンターパーティの外部信用格付に基づいて、低いものと判断している。

9．現金

	2026年 4月30日	2025年 10月31日
	USD	USD
現金	11,098,430	13,486,374
	<u>11,098,430</u>	<u>13,486,374</u>

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

(続き)

10. 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

本シリーズ・トラストが発行する受益証券には、資産成長型と毎月分配型の2つのクラスがある。

	2026年 4月30日	2025年 10月31日
資産成長型受益証券		
期初 / 年初現在の販売済口数	2,333,999	2,517,006
受益証券発行口数	11,058	36,664
解約口数	(118,916)	(219,671)
期末 / 年末現在の販売済口数	2,226,141	2,333,999
毎月分配型受益証券		
期初 / 年初現在の販売済口数	1,746,073	1,859,646
受益証券発行口数	17,733	21,090
解約口数	(49,182)	(134,663)
期末 / 年末現在の販売済口数	1,714,624	1,746,073

初回クロージング日以降、投資家は各クラスの受益証券を、各取引日に、当該クラスの受益証券の1口当たりNAVと同額の価格で購入することができる。ただし、一定の最低購入金額を満たす必要がある。各クラスの受益証券の1口当たりNAVは、各取引日に計算される。ただし、当該取引日が評価日でない場合は、直前の評価日現在での計算となる。最低購入金額は受益証券1口の価格であり、1口の整数倍の口数で受益証券を購入することができる。合計購入金額は、小数第三位を四捨五入(0.005は切り上げ)して計算する。購入手数料は無料である。

投資家は、初回募集期間中、申込書に必要事項を記入して管理事務代行会社へ送付することにより、各クラスの受益証券を購入することができる。送付期限は、初回募集期間の最終日の午後5時(東京時間)または管理会社が独自の裁量で決定するその他の日時までである。

購入払込金は、初回クロージング日の翌営業日にあたる日までに、その全額を電信為替により申込人の名義の口座から現金決済用の本シリーズ・トラストの口座宛てに送金しなければならない。かかる支払は米ドルで行うものとする。第三者による支払は受け付けない。申込書の記入が不完全であった場合、管理会社は、その裁量により、記入が完全な申込書を受領した後の最初の取引日まで受益証券の発行を延期することができる。この場合、受益証券は、かかる取引日現在の1口当たりNAVで発行される。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

(続き)

10. 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産(続き)

投資家は、本シリーズ・トラストに悪影響を与えるような事象が発生していない取引日、および/または管理会社が本シリーズ・トラストに関して適宜指定する日付に、管理事務代行会社が購入払込金を受領済みの各クラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻しを依頼することができる。一旦送付された買戻通知は取消不能である。ただし、管理会社が受託会社と協議した上で別段の決定を下した場合はこの限りではない。各クラスの受益証券の1口当たり買戻価格は、各買戻日の当該クラスの受益証券の1口当たりのNAVとして計算される。ただし、当該買戻日が評価日でない場合は、直前の評価日現在での計算となる。管理会社は、その単独裁量により、買戻通知締切日より後に受領した買戻通知を次の買戻日まで延期することができる。この場合、当該買戻通知に係る受益証券の買戻しは、当該買戻日に当該受益証券に適用される買戻価格で行われる。

11. 報酬および経費

本シリーズ・トラストの2026年4月30日時点および2025年10月31日時点における支払報酬額は以下のとおりである。

	2026年 4月30日	2025年 10月31日
	USD	USD
販売報酬	258,710	265,637
投資運用会社報酬	73,928	75,896
報酬代行会社報酬	44,357	45,538
管理事務代行報酬	25,871	26,593
保管会社報酬	3,598	3,110
監査報酬	18,721	29,246
その他の報酬および経費	129,023	104,790
	554,208	550,810

販売報酬

販売会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の月額報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.7%として算定される。

投資運用会社報酬

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額はNAVの年率0.2%で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続 き ）

11．報酬および経費（ 続 き ）

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.12%として算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬の支払を代行する。また、報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬に関連する諸経費を含むすべての費用および経費の支払を行う。

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が報酬代行会社報酬から毎年前払いで支払われる。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、報酬代行会社報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の月額報酬を受領する。その金額は、NAVの5億米ドル以下の部分に対して年率0.07%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分に対して年率0.06%、10億米ドル超の部分に対して年率0.05%で算定される。

管理事務代行報酬は、その全額が付加価値税（課税される場合）の加算対象となる。加えて、受託会社は、管理事務代行会社が本シリーズ・トラストに対してサービスを提供するにあたって本シリーズ・トラストに代わって支払った合理的なコピー代、ファックス代、電話代、印刷費、宅配便料金、郵便料金およびその他の通信費、銀行費用および政府または公的機関、団体もしくは組織の手数料または料金、ならびにその他の類似の費用、手数料または料金を管理事務代行会社に対して払い戻す。

保管会社報酬

保管会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.025%で算定され、毎月後払いで支払われる。

保管会社はさらに、本シリーズ・トラストの資産から、関連当事者間で合意したその他の報酬を受領する。加えて、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本シリーズ・トラストの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（続き）

11．報酬および経費（続き）

投資対象ファンドの手数料

本シリーズ・トラストは、その資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資することを意図しているため、投資対象ファンドに関連する費用および支払報酬を間接的に負担することになる。このような報酬は投資対象ファンドの解約可能受益証券の受益者に帰属するNAVを減少させ、本シリーズ・トラストの財政状態計算書に表示される投資対象ファンドの投資有価証券の額に影響を与える。投資対象ファンドの支払報酬の合計額は、投資対象ファンドの運用資産総額の年率約0.55%である（ただし、一定の固定手数料は変動する可能性がある）。投資対象ファンド内で支払われた特定の報酬の内訳に関する詳細については、本シリーズ・トラストの募集書類内に記載されている。

12．投資に対する純利益（純損失）

	2026年 4月30日 USD	2025年 4月30日 USD
投資に対する純利益（純損失）は、以下により構成される。		
FVTPLで測定される金融資産の実現純利益（損失）	1,893,551	(1,252,631)
FVTPLで測定される金融資産の未実現利益（損失）の変動	17,762,490	(8,183,561)
投資に対する純利益（純損失）	19,656,041	(9,436,192)

13．関連当事者取引

財政上または運営上の決定に際して、一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、および販売会社は、本シリーズ・トラストの関連当事者とみなされる。受託会社は、設立証書の下で本シリーズ・トラストを設定する権限を有することから関連当事者である。管理会社は、設立証書の条件に従って受託証券の発行を行う権限を有すること、および同社の最終的な親会社であるUBSグループAGによる共通の所有下にあることから関連当事者である。投資運用会社は、投資判断を下す権限を有することから関連当事者である。報酬代行会社は、本シリーズ・トラストに対して報酬計算代行サービスを提供するなど、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。報酬代行会社の詳細情報は注記11に記載されている。販売会社、管理事務代行会社、および保管会社は、投資運用会社と提携関係があることから関連当事者である。通常の事業活動の過程で行われるもの以外の関連当事者との取引は存在しない。期間中に関連当事者に対して支払った報酬の金額は、包括利益計算書上で開示されるとともに、注記11に記載されている。2026年4月30日時点および2025年10月31日時点における、関連当事者から請求され、支払義務の発生している金額は注記11に開示されている。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続き ）

14．分配

本シリーズ・トラストは、毎月いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。本シリーズ・トラストの現行の分配方針は以下のとおりである。

- （ ）資産成長型受益証券については分配を行わない。
- （ ）毎月分配型受益証券については、当該クラスの各受益者に対して、毎月分配日に投資元本（投資対象ファンドにおける受益証券の実現化）から分配を行う（以下、「月次分配金」）。この金額は得られたキャピタルゲインの額を上回る場合があり、対応する分配期間に係る毎月分配型受益証券に帰属する。

各分配日に支払われる分配金の金額は、管理会社の単独裁量により、（１）投資対象ファンドから得た実現および未実現キャピタルゲイン、および（２）毎月の受益証券1口当たり雑費等を考慮した上で決定されるものとする。

さらに、管理会社は、毎月分配型受益証券に帰属する投資元本を原資として分配を行うことを選択できるにもかかわらず、適切と認められる状況においては、特定の月に毎月分配型受益証券に係る月次分配金を支払わないことを選択できるため、投資家は特にこの点に留意することが重要である。管理会社が係る選択を行う可能性のある状況とには、管理会社がその単独の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標および方針の適用が過去1カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、こうした選択が適切であると管理会社が判断する程度にアンダーパフォームした場合が含まれるが、これらに限られない。

宣言された月次分配金は、対応する分配日に（かかる分配金に課される税金を差し引いた後）支払われる。分配金は、当該分配金に係る分配基準日に毎月分配型受益証券の受益者として受益者名簿に登録されている者に対して支払われる。かかる分配金の金額は、小数第三位を四捨五入（0.005は切り上げ）して計算する。

2026年4月30日に終了した期間中に支払われた分配金は2,602,000米ドルである（2025年4月30日：2,740,245米ドル）。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2026年4月30日

（ 続き ）

15．比較情報

包括利益計算書、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書の比較期間は、2025年4月30日に終了した期間である。財政状態計算書の比較情報の数値は、2025年10月31日に終了した年度の数値である。

16．後発事象

2026年4月30日より後、本シリーズ・トラストにおいて、受益証券の解約に係る4,563,638米ドルの支払と受益証券の販売に係る2,605,877米ドルの払込があった。また、本シリーズ・トラストは2026年6月24日までに分配金として853,068米ドルを支払った。

2026年6月24日現在、財務諸表上での開示が必要な上記以外の後発事象は発生していない。

[次へ](#)

< 参考情報 >

以下はファンドの投資対象ファンドであるグローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンドの財務書類の抜粋です。

原文の財務書類は米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

財政状態計算書
2025年12月31日現在

		2025年度		2024年度	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金および現金同等物	11	113,659,380	18,116,169	77,017,494	12,275,818
ブローカーからの未収金	12	87,543	13,953	87,543	13,953
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,10	3,076,267,270	490,326,240	2,929,451,834	466,925,328
発行済受益証券に対する未収金		893,170	142,362	4,489,313	715,552
売却済投資証券に対する未収金		9,382,768	1,495,519	-	-
その他売掛金	13	42,446,897	6,765,611	46,047,913	7,339,577
資産合計		3,242,737,028	516,859,855	3,057,094,097	487,270,228
負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	9,10	441,221	70,326	2,257,570	359,834
解約済受益証券に対する未払金		4,470,318	712,524	19,975	3,184
購入済投資証券に対する未払金		62,316	9,933	-	-
未払手数料	16	1,871,868	298,357	1,723,677	274,737
負債合計（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を控除する）		6,845,723	1,091,140	4,001,222	637,755
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産	14,18	3,235,891,305	515,768,715	3,053,092,875	486,632,473

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

受託会社を代表した署名

2026年4月23日

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

包括利益計算書

2025年12月31日に終了した年度

		2025年度		2024年度	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取配当金		31,544,826	5,027,930	25,575,191	4,076,430
現金および現金同等物にかかる受取利息		4,230,415	674,286	3,524,660	561,796
損益を通じて公正価値で測定する負債証券からの受取利息		133,929,459	21,347,016	133,009,919	21,200,451
為替差益 / (為替差損) (純額)		(373,393)	(59,515)	127,182	20,272
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益	15	185,647,815	29,590,405	17,001,548	2,709,877
総投資収益		354,979,122	56,580,122	179,238,500	28,568,825
費用					
受託会社報酬	16,17	314,916	50,194	307,683	49,042
管理会社報酬	16,17	15,745,746	2,509,714	15,384,338	2,452,110
管理事務代行報酬	16,17	1,259,670	200,779	1,230,734	196,167
保管会社報酬	16,17	809,577	129,038	787,130	125,461
FX管理会社報酬	16,17	275,886	43,973	268,194	42,747
FX計算代理人報酬	16,17	12,001	1,913	16,027	2,555
監査報酬		47,173	7,519	46,982	7,488
逆イールド費用		876	140	788	126
その他の報酬および費用		280,181	44,658	107,916	17,201
営業費用合計		18,746,026	2,987,929	18,149,792	2,892,895
営業利益（財務費用控除前）		336,233,096	53,592,193	161,088,708	25,675,929
財務費用					
分配金	19	(147,963,797)	(23,583,950)	(144,484,906)	(23,029,449)
財務費用合計		(147,963,797)	(23,583,950)	(144,484,906)	(23,029,449)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産増（税引前）					
		188,269,299	30,008,244	16,603,802	2,646,480
源泉徴収税		(21,622,883)	(3,446,471)	(15,229,279)	(2,427,395)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産増（税引後）					
		166,646,416	26,561,772	1,374,523	219,085

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書

2025年12月31日に終了した年度

	2025年度		2024年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の期首残高	3,053,092,875	486,632,473	3,035,840,945	483,882,688
発行済の解約可能受益証券	177,491,326	28,290,342	246,997,538	39,368,938
解約済の解約可能受益証券	(161,339,312)	(25,715,873)	(231,120,131)	(36,838,238)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の増（税引後）	166,646,416	26,561,772	1,374,523	219,085
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の期末残高	3,235,891,305	515,768,715	3,053,092,875	486,632,473

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した年度

	2025年度		2024年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業利益（財務費用控除前）	336,233,096	53,592,193	161,088,708	25,675,929
支払源泉徴収税	(21,622,883)	(3,446,471)	(15,229,279)	(2,427,395)
営業資産および負債の変動：				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の増加	(146,815,436)	(23,400,912)	(30,474,734)	(4,857,368)
売却済投資証券に対する未収金の増加	(9,382,768)	(1,495,519)	-	-
その他売掛金の（増）／減	3,601,016	573,966	(633,197)	(100,925)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増／（減）	(1,816,349)	(289,508)	2,197,060	350,189
購入済投資証券に対する未払金の増加	62,316	9,933	-	-
未払手数料の増／（減）	148,191	23,620	(20,496)	(3,267)
営業活動により生じた現金（純額）	160,407,183	25,567,301	116,928,062	18,637,164
財務活動によるキャッシュ・フロー				
発行済の解約可能受益証券の利益*	107,580,658	17,147,281	181,028,167	28,854,080
発行済受益証券未収金の減少	3,596,143	573,189	11,328,534	1,805,655
解約済の解約可能受益証券についての支払い	(161,339,312)	(25,715,873)	(231,120,131)	(36,838,238)
解約済受益証券未払金増／（減）	4,450,343	709,340	(50,957)	(8,122)
支払分配金*	(78,053,129)	(12,440,888)	(78,515,535)	(12,514,591)
財務活動により生じた現金（純額）	(123,765,297)	(19,726,951)	(117,329,922)	(18,701,216)
現金および現金同等物の増減純額	36,641,886	5,840,350	(401,860)	(64,052)
現金および現金同等物の期首残高	77,017,494	12,275,818	77,419,354	12,339,871
現金および現金同等物の期末残高	113,659,380	18,116,169	77,017,494	12,275,818
補足情報				
受取配当金（源泉徴収税控除後）	23,772,221	3,789,054	19,406,875	3,093,262
負債証券にかかる受取利息	144,170,990	22,979,414	140,341,657	22,369,057
現金および現金同等物にかかる受取利息	4,194,335	668,535	3,579,834	570,590
現金および現金同等物にかかる支払利息	(876)	(140)	(788)	(126)

*2025年12月31日に終了した年度における現金以外の分配金再投資額69,910,668米ドル（2024年：65,969,371米ドル）を除く。注記19参照。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

(2026年 5 月末日現在)

	銘柄	発行 場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	グローバル・マルチ・ストラテジー - スピーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(米ドル・配当クラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	3,947,174	105.72	417,287,213	111.62	440,571,731	97.4

(注) 投資対象ファンドが投資している投資有価証券に関しては、「 1 ファンドの運用状況」をご参照ください。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の払込済み資本金の額は、2026年５月末日現在735,000米ドル（約11,715万円）です。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年５月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	18	2,555,195,535 米ドル
			9,793,404 ユーロ
			57,551,745 豪ドル
			31,849,790,673 円
			4,250,048,214 トルコリラ
	私募	8	101,547,551,754 円
	その他	8	48,196,634,741 円

（３）その他

本書提出前６カ月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近２事業年度（2024年１月１日から2024年12月31日までおよび2025年１月１日から2025年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成５年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第５項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年５月29日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝159.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	160,000	25,502	170,000	27,096
その他の収入	4	28,950	4,614	62,322	9,934
		<u>188,950</u>	<u>30,117</u>	<u>232,322</u>	<u>37,030</u>
費用					
監査報酬		6,489	1,034	4,340	692
取締役報酬	9(c)	107,606	17,151	107,053	17,063
その他費用		2,457	392	5,015	799
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,577</u>	<u>116,408</u>	<u>18,554</u>
税引前利益		72,398	11,540	115,914	18,476
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益および					
当期包括利益合計		<u>72,398</u>	<u>11,540</u>	<u>115,914</u>	<u>18,476</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,502	170,000	27,096
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	138
現金および現金同等物	6	2,153,157	343,192	1,955,991	311,765
資産合計		2,313,157	368,694	2,126,855	338,999
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,714
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	21,871	-	-
未払金		4,328	690	4,339	692
負債合計		141,546	22,561	27,642	4,406
純資産		2,171,611	346,133	2,099,213	334,594
株主資本					
資本金	8	735,000	117,152	735,000	117,152
利益剰余金		1,436,611	228,981	1,364,213	217,442
株主資本合計		2,171,611	346,133	2,099,213	334,594

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年 1 月 1 日現在	735,000	117,152	1,248,299	198,966	1,983,299	316,118
当期利益および当期包括利益合計	-	-	115,914	18,476	115,914	18,476
2024年12月31日および 2025年 1 月 1 日現在	735,000	117,152	1,364,213	217,442	2,099,213	334,594
当期利益および当期包括利益合計	-	-	72,398	11,540	72,398	11,540
2025年12月31日現在	735,000	117,152	1,436,611	228,981	2,171,611	346,133

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,540	115,914	18,476
調整：					
受取利息	4	(28,760)	(4,584)	(62,436)	(9,952)
		43,638	6,955	53,478	8,524
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,594	15,000	2,391
直接持株会社に対する債務の（減少）／増加		(23,303)	(3,714)	6,551	1,044
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	21,871	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	138	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,282)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(334)
営業活動より生じた／（に使用した）現金		168,406	26,842	(355,464)	(56,657)
受取利息	4	28,760	4,584	62,436	9,952
営業活動による／使用した正味キャッシュ・フロー		197,166	31,426	(293,028)	(46,706)
現金および現金同等物の純増（減）額		197,166	31,426	(293,028)	(46,706)
期首における現金および現金同等物		1,955,991	311,765	2,249,019	358,471
期末における現金および現金同等物		2,153,157	343,192	1,955,991	311,765
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	2,153,157	343,192	1,955,991	311,765

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グラント・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY 1 - 1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBS グループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を（特段の定めがない限り）初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項（続き）

I A S 第21号の改訂：交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如（I A S 第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂）」では、事業体はどのように交換可能性を判定すべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していないI F R S 会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂されたI F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S BはI A S 第1号財務諸表の提示に置き換わるI F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、I F R S 第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していない I F R S 会計基準（続き）

I F R S 第 9 号および I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年 5 月、I A S B は「I F R S 第 9 号及び I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」（本改訂）を公表した。本改訂には以下が含まれる：

- 金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および（特定の条件を満たす場合に）電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
- 環境・社会・ガバナンス（E S G）および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス
- 「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化
- 偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益（O C I）を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

I F R S 会計基準の年次改善 - 第11集

2024年 7 月、I A S B は I F R S 会計基準の定期的な維持管理の一環として、9 つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、I F R S 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」、I F R S 第 7 号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、I F R S 第 9 号「金融商品」、I F R S 第10号「連結財務諸表」、I A S 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
- ）会社を支配している、または共同支配している。
 - ）会社に重要な影響を与える。
 - ）会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 - ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
 - ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
 - ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
 - ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 - ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 - ）(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
 - ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが小さく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融商品：

（ ）分類

I F R S 第 9 号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によって F V P L により測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産は F V P L により測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、F V P L で測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融負債

F V P L で測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時に F V P L により測定すると指定された場合は、金融負債は F V P L により測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P L で測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

（ ）認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

（ ）当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

（ ）後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

実効金利法（「E I R」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「E C L」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

（ ）認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、I F R S 第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「E C L」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間E C Lに基づいた損失評価引当金を認識している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針(続き)

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または負債の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル１ - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。

レベル２ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル３ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

４． 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	160,000	170,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	190	(114)
	28,950	62,322

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

５． 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

６． 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	2,153,157	1,955,991

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	160,000	170,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式： 735,000株（2024年：735,000株）普通株式 1株につき1米ドル（2024年：1米ドル）	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

９． 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社 / 直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記 1 に記載のとおり、2025年 7 月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社である UBS AG に譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス（香港）リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス（香港）リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特征と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針（過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている）に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864
運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10． 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する債務	137,218	-	-	-	137,218
	137,218	-	-	-	137,218
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	23,303	-	-	-	23,303
	23,303	-	-	-	23,303

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル（2024年：5,000米ドル）を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）
米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）*
プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）
AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）*
J-REITアンドリアルエステートエクイティファンド（適格機関投資家限定）*
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）*
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）*
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）
米国・地方公共事業債ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）
外貨建てマン AHL スマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド
豪ドル建て短期債券ファンド*
インサイト・アルファ
USダイナミック・グロース
プレミアム・キャリー戦略ファンド

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

B S M D グローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i L 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
東海東京スビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド
L G T グローバル・プライベート・クレジット・ファンド
K K R プライベート・マーケット・エクイティ・ファンド
U B S トリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド #
U B S 欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド #
U B S 米国銀行株式ストラテジー・ファンド #
U B S テキサス州株式ストラテジー・ファンド #
U B S 米国債ファンド #
コロンビアU S コントラリアン・ファンド #
U B S オーストラリア リート ストラテジー・ファンド #
U B S ストラテジー・ファンド #

* 当該ファンドは2025年に終了。

当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
REVENUE			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
EXPENSES			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
ASSETS			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	2,153,157	1,955,991
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		4,328	4,339
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
NET ASSETS		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,436,611</u>	<u>1,364,213</u>
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

Amendments to IAS 21: Lack of exchangeability

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(i) Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Financial liabilitiesFinancial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(ii) Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid:		
735,000 (2024: 735,000) ordinary shares		
of USD1 (2024: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

Maximum exposure and year-end staging

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
Total	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
Total	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund*
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund
 LGT Global Private Credit Fund
 KKR Private Markets Equity Fund
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#
 UBS US Treasuries Fund#
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#

UBS Strategy Fund#

* The funds were terminated during 2025.

The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）で示します。

第一部 証券情報

<訂正前>

（前略）

（３）発行（売出）価額の総額

資産成長型：

20億米ドル（約3,116億円）を上限とします。

毎月分配型：

20億米ドル（約3,116億円）を上限とします。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（３）発行（売出）価額の総額

資産成長型：

20億米ドル（約3,188億円）を上限とします。

毎月分配型：

20億米ドル（約3,188億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management (Cayman) Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年2月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約11,452万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー （スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45）	735,000株 （100%）

< 訂正後 >

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management (Cayman) Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年 5 月末日現在の資本金の額は、額面 1 米ドルの株式 735,000株に分割される735,000米ドル（約11,715万円）です。	
4. 沿革	2000年 1 月 4 日設立 2024年 3 月 1 日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー （スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45）	735,000株 （100％）

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

ヴィジャヤバラン(「バラン」)・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービスズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(前略)

ヴィジャヤバラン（「バラン」）・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA / 株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバタフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、バークホルダー氏は、HFファンド・サービスズ・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBS ファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBS ファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS 出資企業において取締役を務めていました。UBS に入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[次へ](#)

3 投資リスク

参考情報

本項を以下のとおり更新します。

■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

資産成長型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※資産成長型は、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)
日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

毎月分配型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（課税前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)
 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
 先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

日本

< 訂正前 >

2026年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等）をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

2026年4月1日以降、上記の記載は以下のように変更されます。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税

15.15%、住民税 5 %) の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) の税率が適用されます (2048年 1 月 1 日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税 5 %) の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。) の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前 3 年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。) の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2048年 1 月 1 日以後は15.15%の税率となります。)。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) (2048年 1 月 1 日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税 5 %) の税率となります。) であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前 3 年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。) の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) (2048年 1 月 1 日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税 5 %) の税率となります。) の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

< 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」について >

利用できるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、日本における販売会社にお問合わせ下さい。

< 訂正後 >

2026年 5 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2048年 1 月 1 日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税 5 %) の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所

得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

< 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」について >

利用できるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、日本における販売会社にお問合わせ下さい。

5 運用状況

(2) 投資資産

< 訂正前 >

投資有価証券の主要銘柄

(2026年 2 月末日現在)

	銘柄	発行場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	

1	グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（米ドル・配当クラス）	ケイマン諸島	投資信託受益証券	<u>4,060,839</u>	<u>105.21</u>	<u>427,221,265</u>	<u>110.24</u>	<u>447,666,901</u>	<u>98.1</u>
---	---	--------	----------	------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	-------------

< 参考情報 >

ファンドの投資対象であるグローバル・マルチ・ストラテジー - スピーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（米ドル-配当クラス）（以下「投資対象ファンド」といいます。）が投資している投資有価証券について、2026年2月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄 (全187銘柄中、上位10銘柄)	国・地域	資産区分	業種	償還期限	比率 (%)
1	ENERGY TRANS ET 8.00% 05/15/2054	アメリカ	投資適格社債	エネルギー	2054/5/15	1.7
2	COLUMBIA PIPE OC CPGX 6.544% 11/15/2053	カナダ	投資適格社債	エネルギー	2053/11/15	1.5
3	HP ENTERPRISE HPE 6.35% 10/15/2045	アメリカ	投資適格社債	テクノロジーおよび エレクトロニクス	2045/10/15	1.4
4	REGAL REXNORD RRX 6.40% 04/15/2033	アメリカ	投資適格社債	資本財	2033/4/15	1.3
5	BAT CAPITAL CORP BATSLN 7.081% 08/02/2053	アメリカ	投資適格社債	消費財	2053/8/2	1.2
6	SEAGATE DATA STX 9.625% 12/01/2032	アメリカ	ハイイールド 社債	テクノロジーおよび エレクトロニクス	2032/12/1	1.2
7	VISTRA CORP VST 8.00% PERP	アメリカ	優先株式	公益	-	1.2
8	ARCELORMITTAL MTNA 7.00% 10/15/2039	フランス	投資適格社債	素材	2039/10/15	1.1
9	EMERA INC EMACN 6.75% 06/15/2076	カナダ	ハイイールド 社債	公益	2076/6/15	1.1
10	LIGHT & WONDER LNW 7.50% 09/01/2031	アメリカ	ハイイールド 社債	レジャー	2031/9/1	1.1

投資不動産物件

該当事項はありません（2026年2月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（2026年2月末日現在）。

< 訂正後 >

投資有価証券の主要銘柄

（ 2026年 5月末日現在 ）

	銘柄	発行 場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	グローバル・マルチ・ストラテジー - スピーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（米ドル-配当クラス）	ケイマン諸島	投資信託受益証券	3,947,174	105.72	417,287,213	111.62	440,571,731	97.4

< 参考情報 >

ファンドの投資対象であるグローバル・マルチ・ストラテジー - スピーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（米ドル-配当クラス）（以下「投資対象ファンド」といいます。）が投資している投資有価証券について、2026年5月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄 (全191銘柄中、上位10銘柄)	国・地域	資産区分	業種	償還期限	比率 (%)
1	ENERGY TRANS ET 8.00% 05/15/2054	アメリカ	投資適格社債	エネルギー	2054/5/15	1.7
2	COLUMBIA PIPE OC CPGX 6.544% 11/15/2053	カナダ	投資適格社債	エネルギー	2053/11/15	1.5
3	HP ENTERPRISE HPE 6.35% 10/15/2045	アメリカ	投資適格社債	テクノロジーおよび エレクトロニクス	2045/10/15	1.4
4	BAT CAPITAL CORP BATSLN 7.081% 08/02/2053	アメリカ	投資適格社債	消費財	2053/8/2	1.2
5	REGAL REXNORD RRX 6.40% 04/15/2033	アメリカ	投資適格社債	資本財	2033/4/15	1.2
6	SEAGATE HDD CAYM STX 9.625% 12/01/2032	アメリカ	投資適格社債	テクノロジーおよび エレクトロニクス	2032/12/1	1.2
7	VISTRA CORP VST 8.00% PERP	アメリカ	優先株式	公益	-	1.1
8	EMERA INC EMACN 6.75% 06/15/2076	カナダ	ハイイールド 社債	公益	2076/6/15	1.1
9	LIGHT & WONDER LNW 7.50% 09/01/2031	アメリカ	ハイイールド 社債	レジャー	2031/9/1	1.1
10	GOLDMAN SACHS GP GS 7.50% PERP	アメリカ	優先株式	銀行	-	1.1

投資不動産物件

該当事項はありません（2026年5月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（2026年5月末日現在）。

第２ 管理及び運営

２ 買戻し手続等

（１）海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

（前略）

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与える事由の発生をいいます。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドに係る流動性または価格を算定する能力に悪影響を与えると判断される事由をいいます。

（後略）

第3 ファンドの経理状況

2 ファンドの現況

純資産額計算書

<訂正前>

(2026年2月末日現在)

	米ドル（ を除く ）	円（ を除く ）
・ 資産総額	457,373,165米ドル	71,263,312,839円
・ 債務総額	1,060,270米ドル	165,200,669円
・ 純資産総額（ - ）	456,312,895米ドル	71,098,112,170円
・ 発行済口数	資産成長型：2,276,899口	
	毎月分配型：1,730,604口	
・ 1口当たり純資産価格 （ / ）	資産成長型：124.95米ドル	資産成長型：19,468円
	毎月分配型：99.28米ドル	毎月分配型：15,469円

<訂正後>

(2026年2月末日現在)

	米ドル（ を除く ）	円（ を除く ）
・ 資産総額	457,373,165米ドル	71,263,312,839円
・ 債務総額	1,060,270米ドル	165,200,669円
・ 純資産総額（ - ）	456,312,895米ドル	71,098,112,170円
・ 発行済口数	資産成長型：2,276,899口	
	毎月分配型：1,730,604口	
・ 1口当たり純資産価格 （ / ）	資産成長型：124.95米ドル	資産成長型：19,468円
	毎月分配型：99.28米ドル	毎月分配型：15,469円

（注）米ドルの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=155.81円）によります。

独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある」と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書（続き）

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング
公認会計士
香港
2026年 5 月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。